

大隈侯傳史料

大隈侯傳編纂會

7-0284

0189

事務者
坂原心直様

坂原心直様
事務者
坂原心直様
事務者
坂原心直様
事務者
坂原心直様
事務者

7-0284

0190

松の理事手紙

天正三年四月九日 記録係接受

拜啓時、法海寺の事、お名大徳
傳記編纂に材料として貴者の手紙
し、文書中の脱字の件、可とお知らせ
有し、海難者を出し、心此の
引見の上、何分の件、とも、
此の要書、

十二月十日

小の海寺

松原正五郎

大隈侯 奉り、
松原正五郎
手紙

7-0284

0191

東京市麹町区霞が関
外務省文書課
花園 少郎殿
島道 總理 陸軍
井

7-0284

0192

7-0284

0193

東京市牛込區水道町三十八番地
大隈重信會社
大隈重信會社
大隈重信會社

お慶後石村下等、御情案之版
郵券の爲に在りて其
構と今後は料理之上、御
すべきの如く、電話を差上
げ、誠と生れ、ま中上げ、悲痛
い片、折る、余は、四月、下旬、
期、本編、集、余は、思、ま、下

7-0284

0194

年々移りける編纂者の業の
任過を報告すべし會合
主関する室石有るは方
口する所狭中上げい所
所保存の書類は(何令款
似のものはいも)本會の業に
とては誠に尊き史料と存
せられおまき 皇朝の功業
いたるべきは細くして重んじ
御録いたるべきは何事
不意に可計ひの程こゝに重
ぬてを御録す

皇朝の功業

又、在...
...

...

三首廿三

中田博士

花園止郎殿

侍史

7-0284

0196

三十一番
中田博吉

花岡止郎殿

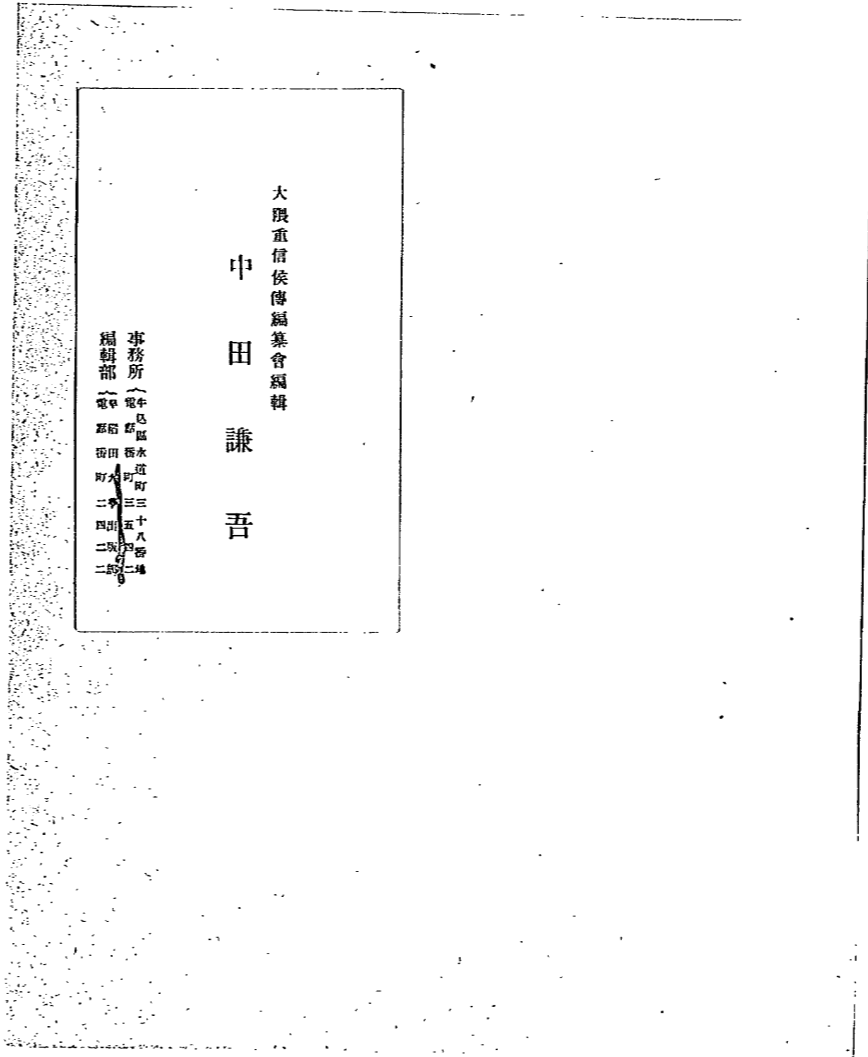
侍史

傳約正ヨキスル

大隈侯意見書

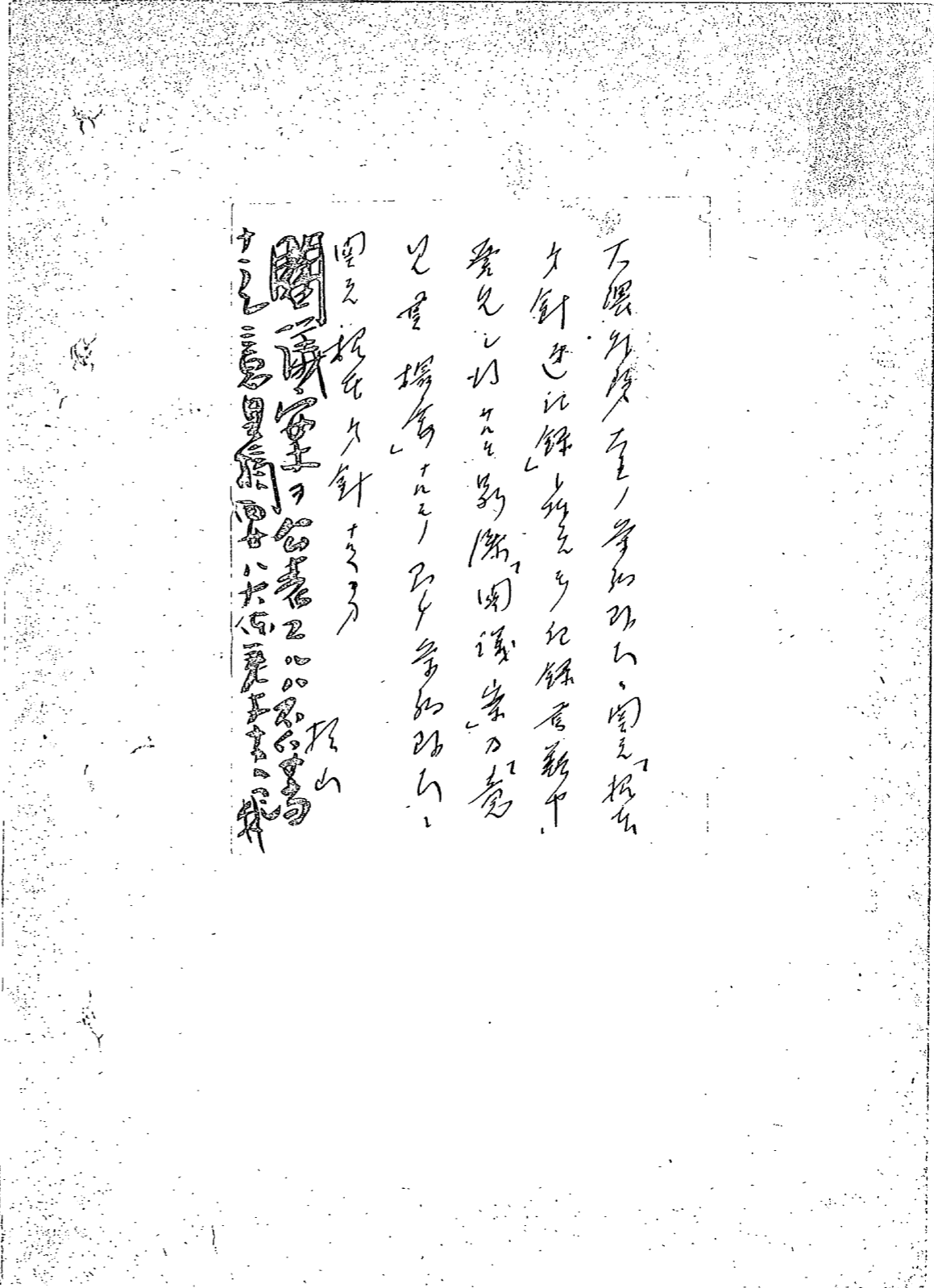
7-0284

0197



7-0284

0198



下段外段有之、其如所云、固之、
針、
見、
見、
固、

7-0284

0199

門類 2
3
號

2
介

要再
送目付了

公 信 案

文書課長 大正三年四月 七日接受

文書課發送 大正三年四月七日 發送済 淨書 (水元) 正校(原稿) (淨書) (甲號用紙)

主 通商局長

任 主 通商總務課長

總 機密 第 號 大正三年 七月 七日 附 屬 別紙 通

受信 東京市牛込区北道町三十八
人名 大隈重信侯傳編纂委員会
市島謙吉殿

發信 田中次官

件名 大隈侯傳史料送附ノ件

名 込 綴 江原川海野殿

釋 陸 陳者大隈重信侯傳御編纂ノ材料トシテ第一壺

公 信 案 外 務 省 蘇外務次官ニ御滯敷相成候条約改正ニ関スル書式別紙ノ通

及御送附候同古御了承相成度候 尚同書式第一壺

機密扱 一致ニ候事 候一付并傳記編纂書上此利用相成候候ハ

引用也此標改ニ候 御手紙等ノ出テ御手紙等ノ御

此取得者意候 御具

別紙大隈侯傳記編纂材料其原添附ノ件

7-0284

0200

親傳傳記

大隈侯傳記編纂材料（大正十二年三月二十日抽師）

一、條約改正ノ沿革大要（明治甲午年六月川島總領事官補調査）

〔本邦ニ於テ最モ小約款ノ沿革ハヨリ沿革〕

條約改正方針

二、明治二十一年十一月 駐外務大臣 大隈重信ヨリ在外各商小公使ニ

出テタル訓令要旨

三、大隈侯約草案及宣言 〔沿革〕

四、米租 復ト案ノ施行期々

五、條約案地時ノ延期ノ手續及其理由者摘要

分 類 表

（成 読 用 紙）

(成號用紙)

横シ改革セムト云ハルニトモ其ノ前ニ道達シテ再横
ヲス可シ其ノ年々今更凡ソ十四年ノ後ニシテトノ視
定テ採用シテ始ニ其ノ十四年目ニハ明治四年ノ政府
山崎大佐一何ヲシテ改正條約ノ草案ヲ撰テ政府ニ
附シセシメタリ其國以外ノ國ニシテ我ニ對シテ我意
ヲ辨ラス大使一何ノ手ヲ空ウシテ降服スル外ナカレ
明治十年ノ事ヲ考テ對外國ノ法權稅權條約ニテ
同時ニ回復スルノ困難ヲ想ヒ先ツ稅權ノ回復ニ
收途ノ稅率ヲ全廢シテ國稅率ヲ對上ノ國幣ヲ充實
シ以テ十年ノ後後ニ稅ヲ紛雜重稅ニ我財政ノ整理ニ
資ニトスルノ計畫ヲ立テ之ニ對シテ各國以外ノ諸國ノ何
ノ權亦ヲ肯ニス其國ノ承認ニ亦他ノ各國カ同一ノ承
諾ヲスル條約トセカ故ニ其ノ計畫ハ何事ノ效果ヲ
ニ及ハズト云フ然レモ其ノ加ニ是時尙爲地ニ稅ヲ
外國ノ勢力浸潤セムト云フ深ク我政府ノ慮及ビ對シテ何
等ノ行政權ヲ之カラシムルヲサレシテ以テ法權ヲ回復セ
ルニ此レハ單ニ稅權ノ回復ニ止ラズ其ノ印ヲ及セ
ハントノ強請賦金トテテ對外國ノ改正條約ニ對シテ
復レシセシムル

外務省

寺島卿ニ次テ立ケル井上外相ノ法權稅權天ノ一部宛
回復スル案ヲ立テ明治十二年改定ニ句ニテ之ニ對シ
ル井上外相是初ノ提案トシテ本提案ニ對シテ其國ノ承
諾スル所トナシテ之ヲ以テ井上外相ノ意ニ對シテ提
議シテ條約改正ヲ遂ゲスル案ヲ立テ其後明治十五年
四月東京條約ニ對シテ代表者トシテ合同ニテ對シ
ノ有及ニ條約改正議案ニ對シテ始メテ我内地ノ政
ヲ提言スルニ至リ之ニ對シテ對スル一新時期ヲ劃
セシメテ即チ其ノ法權ニ對シテ條約改正ヲ承認スル

我國外國人ノ対シテ内地ヲ同化シテ勸告ノ勸告ナシテ有セシ
 公ニシテ各種産業ニ開シテ之國民ト同一待遇ヲ與フヘ
 オキトテ對シテ之ニテハ對シテ并上外力其ノ付屬トシテ
 外國ノ獲得セシメシ之ニテハ法稅稅權ノ全部回復セヨ
 スルヲ法稅回復ノ者メテ外國ノ向ヒテ對シテ法稅ヲ編
 製スルニテハ實施スルニ義務ヲ負フノコトナラズ外國人ヲ裁
 刑皮ノ任用スルノコトヲ對シテ又稅權ノ回復ニ就テハ轉入後
 物ノ對シテ國稅ノ法稅亦ノ一割餘平均ニ引上ルニテハ
 承諾ヲ求メテ之ニ對シテ新ノ如科擧學ニ對シテ外國人
 之對シテ國內ノ大反對起リテ對シテ對シテ其ノ小ノ鳴ラ
 ンル諸學并上外相ニ對シテ二十七年七月列國公使ノ向ヒテ
 條約改正法稅ノ延期延期ヲ宣言スルコトナリテ次テ之
 是外相ノ改正案ヲ并上案ノ其案ヲ聲明シテ
 就シテ法稅回復ノ對シテハ義務ヲ負フ輕減スルコトニ對シ

外務省

遂ニ續續者英ノ四個國トテ改正條約ノ調印ヲ行フ
 明治二十三年二月十日即チ四國合同設ノ前日ヲ期シテ之
 ノ實施スルニ至ルコトナリテ大隈案ニ並并上案ト
 同ク國內輿論ノ攻撃受シテ之ヲ大隈相ノ一見
 漢ノ獨對ニ過ヒテ其ノ職ヲ退クノ事ナリシコト能ハ
 知シテ之ヲ而シテ大隈外相ノ此ノ條約改正案
 二國ニ特筆スルコトハ彼ノ往來ノ合同改訂ノ方法
 ヲ廢シテ新調訂法稅ノ方法ニテ國稅ノ改正案
 ヲ調印實施スルニ計畫ヲ立テ之ニテ是レチ國稅
 新ノ下ニ條約改正ヲ實行セカニメテ條約未改正國
 止リ條約改正國ノ既得スルニ殊惠ニ均等セシメ之
 更ス成テ力強ク諸島中ノ最善國條約ニ對シ有條約
 條ノ主權ノ内地開放ノ領土裁判權撤去ノ不可分の案
 件ナリトテ對シ主權ノ條約改正ヲ行フ國ニ下ラセシ内地

(成號用紙)

成號一様書の功而信之此を以て下を張也其細力四日二十日
 三十日異國ト形多ク調印之故外國ノ支對已ニ約ラズ異國
 人ニ限リ我法権ニ服從スルノ條件トシテ内地居住ノ自由ヲ
 許スルニ至リ其ノ去張ヲ願セムリ及メテ下ノ大隈外相ノ
 書惠國條款ニ付スル去張ノ兩案我法後法有尙存ノ疑義
 點ニ所トナシ其ノ後起リタル各事件ニ際シ改外相ノ對シテ
 着々其ノ去張ヲ案外條款ニ添フテ大隈外相力故メテ唱
 ハシ去張ニ同意ノ條款以テ之ヲ容ルテ下ノ書ニ添フニ至リ
 又下ノ
 大隈外相ノ次ニ去々色青本外相ノ大隈外相ノ調印力改
 正條款ニ批准ヲ拒絶シ大隈外相ノ大修正力ハ外國人ノ
 裁制力任(同)タル法條ノ編纂力之レヲ務メセズ又外國
 人ノ對シテハ居る地以外ニ於テハ工地外者權ヲ許サズ下ノ
 十ノ二ノ三ノ九ノ新條款ヲ添付スルニ至リ之レヲ對シテ
 外務省

外務省

七下書云々此宣言ノ書ノ大體ニ於テ英國ノ建議ニ對シテ
 一改正條款ハ五ヶ年後ニ實施スルニ至リ我々其ノ一ヶ年以前
 一修費ノ實施スルニ至リテ條款ヲ以テ明治二十四年四月日
 我々向ニ改正條款ヲ調印セムトスルニ至リテ至ルヤ青本外
 相ノ書如トシテ起リタル大隈外相ノ書ハ外責辭職ス
 ル止ムル力カニ至ル者外相改正ノ意不テ一被控ヲ求メ
 而シテ青本外相ニ代テ去々色青本外相ノ代ニ明記
 三ヶ年四月日條款以テ調査委員會ニ送ラセリ之ニ對シ
 下ノ書ニ條款以テ對案ニ提出條款ノ書ニ添フニ至リ
 明治二十五年八月日陸軍外相トナシテ條款改正
 新ノ案條款一掃ニ相互對等ヲ以テ多ク改正ノ基礎トシ
 一般の條款ハ一八三九年ノ英法條款ヲ模範トシテ
 之レハ今ニ至ル者一畫案ヲ踏襲シテ草案ヲ作成

(成號用紙)

一、新千改定案の立案時期は五年以上十其の月
 二、於て我々の法曹官地著し其後より已に我々我々在外公使
 三、とて國別改定案の調印を以て其の第一計は各國
 四、條約の立案を以てし、十の條約は以て其の最要國條約を以て
 五、此の條約の立案を以てし、土地の所有権は在る地、内
 六、同の事として許すべし、又経緯の定むるに就ては歴代
 七、の所任者と同し、井上外相の條約を以てし、今同
 八、修正の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 九、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十一、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十二、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十三、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十四、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十五、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十六、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十七、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十八、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十九、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 二十、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我

外務省

一、我々の法曹官地著し其後より已に我々我々在外公使
 二、とて國別改定案の調印を以て其の第一計は各國
 三、條約の立案を以てし、十の條約は以て其の最要國條約を以て
 四、此の條約の立案を以てし、土地の所有権は在る地、内
 五、同の事として許すべし、又経緯の定むるに就ては歴代
 六、の所任者と同し、井上外相の條約を以てし、今同
 七、修正の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 八、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 九、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十一、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十二、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十三、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十四、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十五、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十六、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十七、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十八、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 十九、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我
 二十、の定むる條約は其の如く、一印、新又其の就ては定むるに對し、我

右三點ノ諸條中ノ最要國條款ヲシテ我ニ取ル最ニ不利而
 尙トモ其利益ヲシテ國ノ利益トシテ其ノ利益ノ何れヲ
 同クス即チ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 十ノ我國ノ利益トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 大隈等輩心ノ者ヨリカキテ改正條約ノ我ニ取ル最ニ不利
 又右各條ノ主權ノ最要國條款ヲ移用セシメシトモ其
 一我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 中ノ最要國條款ヲ有條約主義ニ解スルコトアリテ其ノ利益
 其條約主義ニ解スルコトアリテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 中情アリテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益
 一國トシテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益
 輸送權ノ在度ニテ領土裁別權又ハ他定規章ヲ廢棄

外務省

セシメテトスル他ノ條約未改正國ノ直ニ條約改正國ノ
 新ニ獲得シタル權利等ノ均等スルコト然レテ法例ニ依リテ
 其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 如斯最要國條款ノ條約改正トシテ大ノ利益ヲ有スルコト
 我者尙舊ノ風ニ最要國條款ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益
 尙外相の代ニシテトスルコトウケルコト也トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 意見ヲ做シテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 三氏ノ意見ヲ做シテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 一外ノ何レノ最要國條款ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 條約ノ條約主義ニ依リテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 レトモ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 時ノ風勢上國難トスルコトナリテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 豫令議ニ依リテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ
 同下カキテ其利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ其ノ利益ノ何れヲ我ニ取ル最ニ不利トシテ



(成號用紙)

改圖ト一併改正彼列ノ一齊ノ執リシ依テ以テ是等國
條約ノ適用ヲ行ハスニ外ナラズ遊ケムトスルノ趣意ニ出テ
テ一併改正シテ中ノ旨ヲ明カニシテ其ノ上外相不改正
各等國中ノ各條約最要國條約ヲ押入ラセテ其ノ中
スルハ同條約各等國各條約ノ領中裁判權ヲ保
持スルノ理由トシテ最要國條約ヲ撤回シテ各等國
ノ裁判權ヲ裁判權ヲ維持シ又ハ回復スルノ旨トス
ルニテ其ノ旨ヲ明カニシテ其ノ上外相不改正

然レモ大抵外相此ノ旨ヲ以テ我々有案條約ニ白ク答
更ニ一併改正シテ其ノ旨ヲ明カニシテ其ノ上外相不改正
的裁判權ヲ調査セシメ有案條約ニ對シテ我々根底
國ノ裁判權中ノ最要國條約ヲ有案條約ニ對シテ裁
可ナラズ及ニ領中裁判權撤廢ノ内地解放ノ方針

外務省

的條件ナルヲ以テ之レカ撤廢ヲ及サニ國內地解放ノ
利益均霑スルコトヲ得サレトモ等ノ能ク之ニ堪ルハ其
ニ對シテ同列ノ各條約改正ノ旨ヲ以テ領中裁判權ヲ撤
裁ノ旨ヲ以テ國內地ヲ解放スルノ方針更ニ及サレテ
ノ裁判權ヲ裁判權中ノ最要國條約ヲ有案條約ニ對シ
國內地ノ各條約一併改正シテ其ノ旨ヲ明カニシテ其
其ノ對價トシテ國內地ノ裁判權ヲ裁判權中ノ最要
裁判權ヲ果シテ英、佛、西、葡、公使等ノ異國人ノ得
惠ニ均霑セシメテ其ノ旨ヲ明カニシテ其ノ上外相不
二十二年八月廿七日長文ノ書翰ヲ裁シ我々有案條約
明カニシテ其ノ旨ヲ明カニシテ其ノ上外相不改正
特ニ領中裁判權ヲ裁判權中ノ最要國條約ニ對シテ
也ラント同列ノ各條約一併改正シテ其ノ旨ヲ明カニ
英、佛、西、葡、公使等ノ異國人ノ得惠ニ均霑セシ

其後國ニシテ條約改正ヲ遂行スル以上ノ有條件ニシテ強テ立
 場ニシテ下ノ新條約ニ至ル條約條約ヲ押入スルコト同意セリ
 其後大隈外相ノ條約改正ノ事ニ疑義ニ執リ國トシテ條
 約改正ヲ成立セザリト執トシ果國人ノ得色殊甚ニ均而注
 セリコトヲ請求セリ國トシテ降下ル由ニ於テ六月廿一日陸軍
 外相以テ之ヲ布達政府ヲ領事裁判權ヲ任高ニ據
 據テ下リヨリ果國人ト等シク均地開放ノ利益ヲ得ル
 中者望合フコト以テ陸軍外相ト直ニ之ヲ承認シ布達國
 人ト内記ニ存任ニ云々事スルノ極力ヲ勉美シテ其時之新
 英印、佛三國公使ヲ抗議ヲ提出シ未クシテ陸軍外
 相ノ拒絶下ニ折下セリ

外務省

市後條約ヲ相互的ニ與テ可ク否ク理想中ノ之條約
 國トシテ新條約中ノ存セザル理想ニシテ陸軍外相臣民ノ新條
 約改正期力即チ三月二十七日十日以前ニ新條約改正
 案有ラスコト得ルコトナリ陸軍外相國ノ進歩的ノ下ニ於テ
 新條約改正ノ存任ヲ殊甚ニ均而注ルコトヲ得ルコト
 問題ヲ生ズル也的否リテ之等時ノ者尙若シ大隈外
 相ノ有條件主義ヲ主張シ特約ノ新條約ヲ殊甚ニ均而注
 均而注セリトシ強國ノ同様ノ評價ヲ提供セリ可カラズ即
 チ其ノ本國ノ條約改正ノ臣民トシテ其業所皆極ノ保護
 ヲ受ヘルハカチ力ヲ盡クシテ之ヲ而シテ也之極ノ何等也
 大正外相ヲ爲起スルコトヲ以テ強國ノ一非ニ承認スルコト
 莫ク末、伊、葡、西、白、瑞、諸國ノ其ノ他ノ諸國臣民ニ對
 シ相互的ニ同様ノ保護ヲ受ルコトナリ
 最後ニ改正案ノ實施期力ノ事ナシニテ其意國均而注問題

(成號用紙)

9

(成號用紙)

可生之ヲ即ニ接見ノ外相ノ計畫ニ依リテ諸國ト改正案
 的實施期ヲ同ニセムトセシメ之ノ障礙ヲ生ジ見込メ
 尋致ノ國トノ多岐ニ實施期ハ三十二年七月十日ト決定シ
 此ニ拘ラズ佛・澳兩國トノ條約實施期ハカクテ後シテ
 八月四日ト爲スルニ已ムヲ得ルカニ至レテ是ニ於テ七月十
 七日ヨリ八月十日ニ至ル間ニ此ヲ起シテ才先惠國條約均
 等問題ヲ解決スルカニ力ヲ盡シ且チ佛・澳兩國ノ條約ニ
 此ノ者亦亦西外相ニ亦亦條約ニ主義ヲ主張シ佛・澳
 兩國ハ八月四日ヲ改正案條約ニ拘ル他該外國條約
 内他國放其他ノ殊惠ノ約束スルヲ得ズ他該外國
 但シ特選ノ例外ナク特選ニ付シテ外交文書ヲ以テ
 他國ニ送付シ且チ該外國條約批准セシメカストル迄
 也(一)ハ此ノ後ニ於テ佛・澳兩國ニ拘束スル條約
 裁利權ヲ保有スルヲ得ルカニ力ヲ盡シ且チ改正案條約ニ

外務省

其ノ新案條約ニ於テ外國ノ利益ニ其ノ利益ヲ得テ計ハ
 三十二年一月ヨリ實施スルヲ以テ何等條約ニ關スル
 最惠國待遇問題取テ爲起ルルノ節地ナク
 之ヲ爲スル我國ハ此ヲ爲出多ク下ニ於テ漸次最惠國
 的款項多ク主義ノ大惠外相以濟シ善ク
 事實ノ上ニ於テ其ノ主張ヲ貫徹シテ故ニ我國ハ此
 等ノ理約多クハ案約上ノ明文ニ拘ル英印條約
 ヲ抑メテト雖トモ沿革上ヨリテトテ我國ノ見
 解ハ改正案條約以前ニ於テ全無相條約主義ヲ採
 用セシキト謂フコトヲ得ヘシ

(成 號 用 紙)

二、
条約改正方針ニ関シ明記ニテ年十月十日 外務大臣大隈重信ヨリ
在外務省外務司官ニ對シテ訓令發ス

條約改正ノ件ハ外令ニ合議中止ノ後今日迄其條約已成
成否不明ニシテ條約中條約條約上ニ外令ノ草案ニシテ
新條約政府ノ於テ原條約條約條約不敷且ツ再ニ條約
各國ノ代理者ヲ召集メテ合議ヲ公同ニ遂行討論ニ及
テハ他見立見立ヲ要シ新條約條約條約條約條約條約
ト爾後ニシテ此條約條約條約條約條約條約條約條約
對面ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約條約
我國ノ利益ト感得トシテ其條約條約條約條約條約條約
草案ヲ起草シテ合議中止ニシテ條約條約條約條約條約
政府ノ内閣ニ送リ新條約條約條約條約條約條約條約

外 務 省

尤ニ條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
且ツ其條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
得テ其他各國ノ利益ニシテ其條約條約條約條約條約條約
ソ前記ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約條約
大條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
二箇ノ區別ヲ示スルニテ其條約條約條約條約條約條約
條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
之ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
國人居住地内ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約
之右側邊境ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約條約
人ノ移住ヲ一切禁止シテ其條約條約條約條約條約條約條約
之ニシテ其條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
以テ其條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約條約
ヲ得ニ等ノ數額ヲ得ルニシテ其條約條約條約條約條約條約

右の新聞紙也

近頃の文藝界の活況は一々種別、貿易、通商、
及倉庫、造船、高橋、米、の諸般、
及、
と、
外、
大、
見、

外務省

(成號用紙)

14

大隈修約草案の抜萃及宣言

大隈修約草案

第十五條 本條約は宣施の日より五箇年間は... 國
領神裁新領力... 國一民及に其財產... 其
裁新権ヲ行フ区域は箱館、東京、横濱、大阪、神戸及に
長崎、和蘭人居る地及に決るる地、港灣ノ内ニテ
現ニ... 國船舶ノ為メ同力ニ港灣、港ノ決る
る地ニ接近シタル地ニテ條約或は他ノ明力ニ取極
ニ優シ... 國一民力永久に居住シ且土地ノ賃借
ヲ欲スルトハ許サレ且他ノ限制ノ限ニトス又同日ヨリ
後ニ所屬外國人居る地、港灣及に所屬ヨリ以外ノ
日本國中何レ地ニ於テ元ノ條約裁新領力日本法律
ニ從ヒ... 國一民各其財產ニ對シ完全且單獨

外務省

十九日民衆及に刑罰ノ裁新権ヲ有シ且之ヲ裁サスル
而シテ右五箇年ノ決り及に其時日本國ニ於ケル...
一 國領神裁新領力裁新領力... 一 國領神裁新領力
決裁新領力ノ一部分若シ其財產トシテ... 國一民
力決裁新領力有シ且一切特別ノ權利及に免除ノ豫告
ナシニテ全ク消滅ノ廢止ニ而シテ決時ヨリ後ニ總テ
前掲ノ裁新領力日本國裁新領力主ク同收シ且裁新
スルニ但シ領事裁新権廢止ノ為メ定メシニ是時ニ
於テ... 國領神裁新領力於テ裁新中ノ所屬
事件ニ付テ裁新領力決裁... 國領神裁新
領力裁新権ヲ維持スル

(成號用紙)

195

(成號用紙)

第十七条 一、一國ノ民ニシテ一國領事裁判權廢止
先多ク何時ニテ日本國ノ裁判權ニ單獨ニ服從セヨト欲スル
者アルハ其旨ヲ表スル正者トシ宣言書ヲ其所轄領地
駐在者或日本國地官ニ呈出シテ右服從ヲ為スヨトテ
但一國領事裁判權ヲ一民カ右服從ヲ為ス前
アルニテ一國領事裁判權又ハ犯シタル犯罪ニ關シテ一
民ニ對シ有スル裁判權ヲ右服從ノ為メ失フコトナシ

外務省

186



16

帝國政府は其大憲法に於て裁判官の資格を以て職務を執るに
しむる外國法律學家若干名を任用すべしと云ふは是れ
皇帝陛下ノ外務大臣以下名に國一ニ向テ是れを
致す且下名に皇帝陛下ノ政府ニ代リ裁判官若し刑事ノ所
ニシテ國一民カ被告人若し刑事被告人トシテ直接に
關係する是れ大憲法に於て規定せらるる一實且此大憲法
ニテ之を規定し何れ其法律ノ實施を以て裁判官多ク
或ハ臣民の加多キ者ニハキテ之を法律に依りて之を

一國一民カ前條ノ法律ニ因リテ之を以て之を以て之を以て之を
下名に皇帝陛下ノ新裁判官ニシテ刑部ノ二箇月ノ禁錮及五十兩
ノ罰金を若し之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
上名に之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
百兩ノ限を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を

明スルコトナラズト認ムル也

皇帝陛下ノ政府は其大憲法に於て裁判官の資格を以て職務を執るに
しむる外國法律學家若干名を任用すべしと云ふは是れ
皇帝陛下ノ外務大臣以下名に國一ニ向テ是れを
致す且下名に皇帝陛下ノ政府ニ代リ裁判官若し刑事ノ所
ニシテ國一民カ被告人若し刑事被告人トシテ直接に
關係する是れ大憲法に於て規定せらるる一實且此大憲法
ニテ之を規定し何れ其法律ノ實施を以て裁判官多ク
或ハ臣民の加多キ者ニハキテ之を法律に依りて之を
一國一民カ前條ノ法律ニ因リテ之を以て之を以て之を以て之を以て之を
下名に皇帝陛下ノ新裁判官ニシテ刑部ノ二箇月ノ禁錮及五十兩
ノ罰金を若し之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
上名に之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
百兩ノ限を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を
以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を

文法書式

公 計 案

(中略)

17

貴一取経ヲ為スコトヲ要スヘク
 下迄ノ以上簡單ニ概説シ之ヲ新約至ノ前掲ノ條ヲ空行ニ
 示スト同條ノ之ヲ空行ニ示シ高介向ノ必ス之ヲ延擧スヘク
 案ニ於テハ
 事多政商ノ若シ多クPト以テ之ヲ前掲ノ期以從セ此
 新理トシ裁新機軸ヲ維持スヘト雖也通者ノ時期於テ
 右ノ多クPト示スト示スルニ全ク其推内ノ下ニ示ヘテ
 之ニ即答以置也
 前述ノ方針ニ素ト事出ノ可法新文ヲ改良スル目的ヲ
 以テ採用シ之ヲ十々ト事出政商ノ又之ヲ以テ一國政商
 及ノ民ノ権利久行益ノ新々ト條路ノ據テ十分ノ若
 教ト保護トテ事出ヘテ十々ト示スト示シ保証ト見做サレ
 之ヲ示シ希理以置也
 在野者等共致也
 明治二十九年 月 日 東京外務省 長 〇〇
 外務大臣 伯大隈重信

在野者等共致也

外務大臣 伯大隈重信

普通	大正	日	日
密	五	月	二
管	年	十	日
主	十	二	日
管	五	月	二
文書	大	正	十
文書	五	年	二
文書	十	月	二
文書	二	日	二

公 論 案

20

前二

18

皇帝陛下ノ外務大臣之下名ニシテ國ノ於テ一國領事
裁判權ヲ遂ニ全權ニ付與シ奉ルヲ以テ日本國也
一國政府向ニ行テモ之ニ付テテ予查ニ皇帝
陛下ノ政府、目下在記ノ法律即チ

第一 刑法

第二 民法

第三 公法

第四 南洋但東亞諸島南洋諸島及諸島形ノ關スル

法律ヲ包含ス

第五 新法但南洋諸島ノ關スル法律手續ヲ包含ス

又此法律案ノニトシテ且チ之ニ付テテ之ニ關スル諸道スルニ付テテ
トシテ且チ
帝政府ノ右ノ大業ヲ奉命ノ中ニ完ラズハイテ且チ
外務省

諸政府ハ一國領事裁判所ノ全權ヲ若干時前ニ法
律編成ノ業ヲ完結スルヲ要スルニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
前記ノ法律ヲ完成スルニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
後者ノ業ヲ遂ニ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
日ノ右法律ノ發布セシメ後ナクニ三箇年ヲ経テ迄進期
ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
皇帝陛下ノ政府ハ外國法律家ヲ雇テ茲今同日本國裁判
官ノ職務ヲ教シ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ
政府已テ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ
十トモ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ
政府已テ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ
前記法律ノ公布ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ
一箇年半以内ニ公布セシメ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ且チ之ニ付テテ

(成號用紙)

子 19
21

19

法外一公正に反訳文ヲ發布スルノ制ハ少ク之ニ阻礙巴若クハ
臣等初の出身ノ職新吏ノ任用之同ク之ヲ維持スルノ故
右得共喜意有教矣

明治三十一年一月 日 外務省外務局長 松本

外務省大臣 松本

在在 東京

外務省

(成號用紙)

4
2220

7-0284

0220

000

米積部
補行
期

(成
號
用
紙)

中
野

明治三十二年一月三日附
新令
明治三十二年二月二十日外務省
令
六月十日伯林
聖十三日南台
在独
令
令
令

外
務
省

(成號用紙)

28
E

22

已ニ新系政ニ就任シ明日二月十日以下ニ定地スレ約
 々又他ノ方ニ於テ大隈伯ノ遺令ニ其ノ現任大臣ノ
 更迭アリシニ由リ新系僅々ニ時向ニ先テ前職ノ
 遺令ニ準テ移地スルニトシテ去來得ハオノ事業ニ此
 外ニ國難ノ如クハ臨シテシテ海ノ内ノ因テ外務省
 在外公使ノ所令ニ準テ又公使國同政府ノ新系
 ニ移スル情勢ヲ損シテ西政府共ニ早ニ己ノ我内國
 總務ノ出騰ニ有様ヲ諒察シ新系政ヲ起地スレ
 不行ニテトシテ電報知ルルニヤ我條約改正ノ件
 本令ノ政院ニ提出セザレトシテ實ヲ得ルニ此ノ後テ我
 政府ノ新系政起地ノ日(二十日)ヲ進行スルニ決
 定シ總理大臣三條公一者ヲ以テ電信ヲ在在路
 傍ニ於テ電報知ルルニヤ我條約改正ノ件

独米海軍大臣ニ善書シ即日回野ノ在東京海軍大臣ニ
 大ノ電文ヲ附海軍部判官(通)廷期ヲ中ノ下ノ為ニ
 (明治三十三年十月廿一日)

或ハハ務各且思高年十ノ法新ヲ遂ケ回任ノ痕跡ヲ
 送サレトコトト下スレカ故ナリ且三條公力三ノ使ニ對
 シ單ニ電信文ヲ交付シテ口頭ニ對シテ一切性
 復文書ヲ交換セシメシメテ

茂

考

不可

案

ニニ、ヤ、

(已號用紙)

閣議案

條約改正ハ我カ政府ノ二十年來ニ取ル所ノ進路ニシテ現在又ハ將來ニ其方向ヲ挫折スルコトナカルヘシ唯舊幕以來ノ沿革ノ事情ノ容易ニ一蹴シテ脫離スヘカラサルカ故ニ我カ政府ハ又屢々試ミテ屢々墮クノ不幸ニ遭遇セリ今ハ廟議ヲ一決シテ更ニ挽回ノ策ヲ取ラサルヘカラサルノ時ニ際シ左ノ三個ノ主義ヲ以テ根據トスルヲ要ス

第一 條約ヲ改正シテ平等ノ位地ヲ取ルハ我カ政府ノ從前及將來ノ目的ナリ

第二 現在調印済ノ條約案ハ之ヲ修正シテ以テ平等完全ノ位地ニ近ツクヲ要ス

第三 修正ノ要求行ハレサレハ寧ロ從前ノ位地ヲ存スルモ缺點ノ

外務省

(已號用紙)

條約ヲ締結セス其間改正ノ手順ヲ中止シテ以テ將來ニ我カ目的ヲ達スヘキノ機會ヲ待ツヘシ

然ルニ今回ノ條約改正案ニ於テハ國別談判ノ方途ヲ取リタルヲ以テ其成行區々一様ナラス故ニ主務大臣ノ快意ヲ待チ國別ニ其成行ノ詳細ヲ記述セシメ其躬ヲ局ニ居リ事ニ處シタルノ成迹ヲ明瞭ニシ以テ向後ノ考證ニ供スル爲メ内閣ニ提出セシムルヲ要スト雖今姑ラク其細岐ニ渉ルヲ止メ唯其大要ヲ概括スレハ下文ノ三類ニ過キササルヘシ一ニ曰ク條約成立シテ既ニ調印ノ済ミタルモノニニ曰ク談判終了シタルモ未タ調印ノ済マサルモノ三ニ曰ク未タ談判整ハサルモノ即チ是レナリ

此三類ノ國ニ對シテ挽回ノ策ヲ取ルニ當テヤ其條約既成ノ國ニ對シ

外務省

ヲハ更ニ修正ヲ要求シテ妥當ノ局ヲ結^{ヲ得ル}フニアラサレハ當ニ之カ批准
ヲ拒ムヘク又調印未済ノモノ若クハ今猶ホ談判中ニ係ルモノハ延期
ノ申込ヲ爲スノ外アルヘカラス而シテ延期ニハ二個ノ意義ヲ存ス即
チ談判ヲ延期スルモノ及單ニ條約實施ノ期ヲ延スモノ是レナリトス
故ニ其撤回ノ策ニ至テハ皆一轍ニ出ルコト能ハス各々其成行ニ從ヒ
異同ナキヲ得ス既ニ條約案成立シテ双方ノ全權委員ノ調印済ミタル
國ニ對シテハ單ニ施行ノ期ヲ延スノ承諾ヲ得ルハ敢テ難カラサルヘ
シト雖各國政府ハ實施ノ延期ヲ承諾スルト同時ニ我カ政府カ一旦延
期シタル滿限ノ後ハ其調印済ノ條約ヲ實施スルノ決心ナルコトヲ推
測スヘシ隨テ我カ政府ハ其延期ノ滿チタル後ハ既ニ調印シタル條約
ノ效力ニ因リ之ヲ實施セサルヘカラサル約束ノ義務ヲ負フコトヲ免

(已覽用紙)

外務省

レス果シテ此ノ如クナレハ其結果ハ今日ニ之ヲ斷行スルト毫モ差異
アルコトナシ然リト雖既ニ其條約ニシテ我カ國權及國民ノ權利ヲ傷
害シ且其利益ニ反對シテ平等完全ヲ缺ク以上ハ之カ撤回ヲ求ムルハ
洵ニ勢ノ止ムヘカラサルモノナリ而シテ既ニ調印済ノ條約ハ我ヨリ
修正ノ端ヲ開キ双方ノ協議ニ由リ共ニ満足ナル結局ヲ見ルコト能ハ
サルニ及ンテハ我ヨリ條約批准ヲ拒否スルノ外ナシ蓋批准ヲ拒否ス
ルニハ適正ナル理由ヲ明示セサルヘカラサルハ公法上ノ定義ナリ乃
チ修正ヲ要求スル點ハ一轉シテ批准ヲ拒ムノ理由トナルヘキナリ故
ニ其理由ニシテ豫メ双方ノ間ニ商議安定スルコトヲ得ハ批准ヲ拒ム
ニ至ラスシテ止ムヲ得ヘシ否レハ批准ヲ拒ムノ外亦他ニ道アルヲ知
ラス近來公法家ノ定説ニ依レハ批准ヲ拒ムハ主權者ニ屬スル固有ノ

(已覽用紙)

外務省

7-0284

0225

(已號用紙)

權利トシテ國ノ強弱ニ拘ハラズ各國ノ共ニ保有スル所ナリ是ヲ以テ
正當ノ理由ノ存スルトキハ批准拒否ヲ以テ決シテ宣戰ノ原因トナル
モノニ非ラストセリ故ニ既ニ條約ノ成立シタル國ニ對シテハ先ツ修
正ヲ要求シ不幸ニシテ承諾ヲ得サルトキハ批准ヲ拒否スルノ理由ニ
轉用スルヲ得ヘシ今其理由トスヘキモノノ大要ヲ列舉スレハ則チ左
ノ如シ

第一 條約ニ附屬スル公文ニ載スル所ノ外國法律家ヲ大審院ノ判
事ニ任用スルハ憲法ノ主義ニ矛盾スル事並ニ法典ノ發布ヲ豫期
シテ領事裁判ヲ撤去スル報酬ノ約束トスルハ將來ニ於テ我カ立
法權ヲ東轉スルノ據アル事

第二 條約實施ノ日ヨリ全ク我カ内地ヲ開放シテ仍五箇年間領事

外 務 省

(已號用紙)

裁判ヲ繼續スルハ相互ニ利益ヲ交換スル平等ノ主義ニ背反ス故
ニ領事裁判ヲ繼續スル猶豫ノ期限タル五箇年間ハ内地通商ノミ
ニ止メ充分ナル全國開放ノ讓子ヲ爲スヲ得サル事

第三 不動産ノ所有ハ相互均當ノ主義ニ基キ之ヲ許スハ五箇年ノ
後領事裁判ヲ全廢スル報酬トセサルヘカラサル事

第四 甲ノ國新條約ヲ承諾シテ其實施ノ期ニ迫ルモ乙ノ國ニ於テ
之ヲ承諾スルニ至ラサルトキハ將來ニ^{是取}取惠國ノ問題ヲ惹起シ我
カ國ヲシテ不幸ノ位地ニ陥ラシムル事

第五 外國人ニ關スル行政上ノ取扱殊ニ警察上ノ取扱ハ總テ我カ
法律命令ニ違由セシムル事

第六 本條約ノ定メタル實施期限即チ明年二月十一日ハ切迫スル

外 務 省

(已號用紙)

ヲ以テ假令各國ニ於テ上文ノ修正ヲ承諾スルモ到底此期日マテ
ニハ實施ノ遲ヒニ至ラサルヘキヲ以テ上文ノ修正ヲ商議スルト
同時ニ更ニ双方ノ全權委員カ商定シタル日マテ延期セサルヲ得
サル事

以上ハ既ニ條約ノ成立シタル國ニ對シテ修正ヲ求メ又轉ジテ批准ヲ
拒ム理由ノ要領ナリ而シテ今修正ヲ求ムルノ要ハ所謂變例批准ヲ爲
サンコトヲ欲スルニ在リ蓋變例批准トハ條件ヲ附シテ批准シ或ハ條
項ヲ削除シ若クハ修正シテ批准スルモノヲ謂フ例セハ千八百年ニ於
テ佛米兩國ノ間ニ締結シタル條約ヲ批准スルニ當リ米國ハ變例ノ批
准ヲ爲シ條約中第二條ヲ削除シ別ニ一條ヲ加ヘタリト雖佛國ハ之ヲ
承諾批准シタルカ如キ又千八百二十四年米英兩國間ノ條約ニ於テ米

外務省

(已號用紙)

國ハ調印済ノ案ヲ變更シタリ當時英國ノ外務大臣「カンニング」氏
ハ一時其批准ヲ拒マントシタリシカ別ニ得ル所ノ利益アルヲ以テ終
ニ批准シタルカ如キ即チ是レナリ

既ニ談判結了シテ未タ調印ニ至ラサル國及今尙ホ談判中ニ係ルモノ
ニ對シテモ亦上文ノ主義ニ基キ是マテ談判シタル要領ハ到底行フ能
ハサルノ理由ヲ敘シ更ニ其期ヲ定メサル延期ノ申込ヲ爲ササルヘカ
ラス而シテ前三類ノ國ニ對シ其場合ノ如何ニ拘ハラス均シク我カ國
現時ノ情勢ヲ詳悉附說シ今回ノ改正案ノ國民ノ輿論ニ背反スルコト
ヲ附說セサルヘカラス

前ニ舉示シタル三類ノ各國ニ對シテ上文ノ主義ニ基キ之カ挽回策ヲ
施スニハ政府ノ代表トシテ主務大臣ヨリ各國政府ニ公文ヲ發セサル

外務省

(已號用紙)

ヘカラス而シテ其公文ニ於テ上來ノ理由ト今日ノ國情トヲ明言シ我
カ政府カ各國ニ對スル交際上ノ情誼ハ未來ニ於テモ過去ニ於ケルト
均シク變更スルコトナク又完全ナル條約ヲ締結スルノ冀望ハ益々之
ヲ増進スルモ減退スルコトナキノ意ヲ明ニスヘシ此公文ノ立言及体
式ハ主務省定リテ後更ニ案ヲ具ヘテ閣議ニ提出シ全内閣ノ同意ヲ求
ムルヲ要ス

此公文ヲ發スルト同時ニ主務大臣ハ各國公使ニ對シ圓滑周到成ルヘ
ク穩和ノ談判ヲ遂ケ又ハ我カ派遣公使ニ詳明ナル訓條ヲ付與シ或ハ
新任公使ヲ派遣シテ政府ノ主意ヲ得了セシメ以テ各國政府一様ノ感
通ヲ求メシムルコトヲ勉ムヘシ

若シ各國ハ之ニ依テ不快ノ感情ヲ惹起シ意外ノ要求ヲ彼レヨリ提出

外務省

(已號用紙)

スルコトアルモ我ハ唯退テ舊條約ノ位地ヲ守ルヘキノミ或ハ又各國
ハ之ニ依テ連合強制ノ手段ヲ用ケルコトアルニ至ルモ我カ勸諭ハ之
ヲ維持シテ決シテ變動スルコトナク備シ止ムヲ得サルトキハ正當防
衛ノ方法ニ依ルノ外ナカルヘキナリ

大体ノ廟議一決シタル上ハ其範圍内ニ於テ實際ニ便宜運用スルハ全
權ヲ委任サレタル其人ノ裁酌スル所ニ任スヘシ

外務省

2

意見書摘要

今ヤ條約改正ノ問題ハ内非常ニ民心ノ激昂ヲ招キ外列國ニ對シテ至難ノ地步ニ達シ或ハ斷行セント云ヒ或ハ忍テ中止スヘント云ヒ議論兩端ニ岐レ内外共ニ容易ナラサルノ情勢ニ到レリト雖唯一概ニ斷行シ或ハ中止シ得ヘキニ非ラス宜シク其道ヲ求メ其法ヲ講セサルヘカラス善後ノ策ニ至テハ別紙意見書ニ於テ粗ホ其詳細ヲ罄シタリト雖尙ホ之ヲ簡明ニスル爲メ更ニ其要綱ヲ舉示ス

一 外國ノ法律家ヲ大審院ノ法官ニ任用スルハ我憲法ニ係屬スル裁判官ノ法律上ニ具有スヘキ公民權ノ資格ニ違フモノナリ凡ソ國家ノ主權ヲ施行スル官ヲ條約上ノ關係ヨリ外國人ニ授クルハ國權傷害ノ甚タシキモノタルコトヲ免レス

外務省

(已號用紙)

外務省

(已號用紙)

7-0284

0229

(已號用紙)

二 法典ヲ早ニ及テ編成公布スルコトヲ約束スルハ將來ニ我立
 法權ヲ束縛スルノミナラス凡ソ立法ノ事憲法ノ明條ニ基キ
 帝國議會ノ協贊ヲ要スル今ノ時ニ當リ如斯ノ約束ヲ將來ニ
 負フハ國家ノ長計ニ非ルナリ

三 五箇年ノ準備期限間ハ單ニ内地通商土地建物ノ貸借ノミヲ
 許スニ止メ全ク不動産ヲ所有スルノ權ヲ許與スルノ約ハ相
 互均當ノ主義ニ基キ領事裁判ヲ撤去スルノ日ニ於テ之ヲ履
 踐スヘシ彼ニ於テ領事裁判撤去セサル間ハ我ニ於テモ亦抵
 償物トシテ不動産所有權ヲ與フヘカラス

四 外人取扱上ニ付テハ法律上又ハ經濟上ニ内國人ト同一視ス
 ルコト能ハサルモノアリ隨テ或ル場合ニ於テハ外人ノ爲ニ

外務省

(已號用紙)

特ニ制限ヲ設ケサルヲ得サルモノアルヲ以テ之カ爲ニ將來
 ニ我立法上及行政上ニ充分ノ自由餘地ヲ存有セサルヘカラ
 ス

以上列舉シタル要綱ニ基キ既成ノ案ヲ改メンカ爲メニハ公文ヲ取
 消シ又條約ノ條款ニ涉リ照合修正スルヲ要ス

五 上文ノ挽回策ヲ施スハ先ツ英伊兩國ノ内ヨリ始ムルヲ可ト
 ス今日ハ調印濟ノ國談判結了未調印ノ國及談判中ノ國ノ三
 類ニ分カルト雖更ニ懇談ヲ試ミントスルノ意ヲ示シタルモ
 ノアリ殊ニ英ノ如キハ彼ヨリ開談ヲ促セルヲ以テ同國ト開
 談シテ修正ノ要求ヲ爲スト同時ニ調印濟ノ國ニ對シテモ縱
 横表裏ヨリ再ヒ開談スルノ機會ニ至ラシムルヲ要ス但シ英

外務省

(已號用紙)

伊孰レヲ先ニシテ孰レヲ後ニスルカハ實地ニ臨ミ應變處理
スル所ニ任スヘシ

六 談判ハ特別ノ方法ヲ取ルモ修正調印ハ歐州ノ五大國及清國
ノ如キ關係重大ナルモノハ同時ニ行フヲ要ス又其實施ノ期
モ同一ニ商定セサルヘカラス

七 茲ニ尙ホ一ノ問題ノ存スルモノハ日墨條約ナリ同條約第四
條ハ直ニ墨人ハ内地雜居ノ許讓ヲ得タルモノニシテ他ノ外
國人ト其權利待遇ヲ異ニスルモノナリ然ルニ英國ハ最惠國
約款ニ付公然我ニ照會スル所アリ我ヨリハ日墨條約ハ即チ
約束付ノモノニ付對方ニ於テ之ト同一ノ許讓ヲ爲ササレハ
我ヨリモ同一ニ許與セスト答ヘタリト雖今後各國ヨリ同問

外 務 省

(已號用紙)

題ヲ提出スルニ於テハ豫メ我ニ於テ其連衡ノ勢ヲ防制スル
ノ方法ヲ講究セサルヘカラス而シテ我ニ於テ約束付ノ穩定
ヲ維持スルハ將來改正ノ事業ニ於テ大ナル利益アルヲ以テ
飽マテ此解義ニ依リ彼ノ問題ニ當ルニ如カス若シ萬止ムヲ
得サル勢ニ達セハ日墨間ニハ別ニ機密條約ノ存スルアリテ
何時ニテモ第四條ヲ取消スノ自由アルニ因リ其時ニ於テ墨
國政府ヘ電信ヲ發シテ他國ノ故障ヲ排クヘシ

以上ノ主義ニ據リ修正ヲ加ルトキハ尙ホ餘ス所ハ領事裁判ヲ五ヶ
年間存續シ我ニ於テ其代償トシテ不動產所有權ヲ許與セサルノ一
事ノミニシテ他ハ大凡均當ナル對等條約トナルヘシ而シテ對方ニ
於テ幸ニ我要求スル所ノ修正ヲ容ルレハ談判其局ヲ結了シ條約茲

外 務 省

(已號用紙)

ニ改締シ二十年來ノ我經書ト希望ヲシテ完カラシムヘシ若シ對方
ニ於テ我要求ヲ容ルルニ~~試~~斷スルコトアルモ我要求ノ各點ニ就キ
引續キ往復談判ヲ試ミ以テ不知不識ノ間ニ談判繼續ノ新地歩ヲ占
ムルヲ得ハ是レ外ニ向テハ異日我國權ヲ完全ヲ恢復シ内ニ向テハ
目下ノ困難ヲ排除シ得ヘキノ道ナリ矧ヤ五星霜ノ日子短少ニ非ス
ト雖一國政治上ノ經歷ニ於テハ一瞬時ノミナルニ於テヲヤ若シ此
一瞬時間タモ領事裁判ノ檢束ヲ忍フ能ハストセハ今日復タ何ソ條
約改正ヲ言フヲ得ンヤ

外務省

7-0284

0232

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

